

消費者向け貸金業者における 信用情報の登録・利用実態等について

2009年12月7日
株式会社日本信用情報機構

本日のご説明内容

1. 当社の概要
2. 貸金業法指定信用情報機関に向けての準備状況
3. 信用情報の登録・利用実態について
4. 「契約見直し(コード71)」情報の取り扱いに関する調査分析結果(別紙)
5. 当面の課題

1. 当社の概要

経営理念

私たちは、信用情報機関の公共的使命を自覚し、信頼性の高い、高品質なサービスの提供を通じて、健全で豊かな経済社会の発展に貢献します。

商号	株式会社日本信用情報機構
英語標記	Japan Credit Information Reference Center Corp. (略称:JICC)
設立	1986年(昭和61年)6月 (2009年8月 株式会社シーシービーと合併)
代表取締役社長	嶋田 一弘
資本金	4.8億円
決算期	毎年3月31日
従業員数	192名
株主数	43社
所在地	東京本社 : 東京都千代田区神田多町2丁目1番地 神田進興ビル 大阪支店 : 大阪府大阪市波速区難波中2丁目10-70 パークスタワー17階
事業内容	信用情報の収集・登録・管理・提供並びに交流
運営体制	会員制
取得資格	ISO/IEC 27001:2005 / JIS Q 27001:2006
加盟個人情報保護団体	認定個人情報保護団体(金監第627号) 消費者信用個人情報保護協会(Accip)
URL	http://www.jicc.co.jp

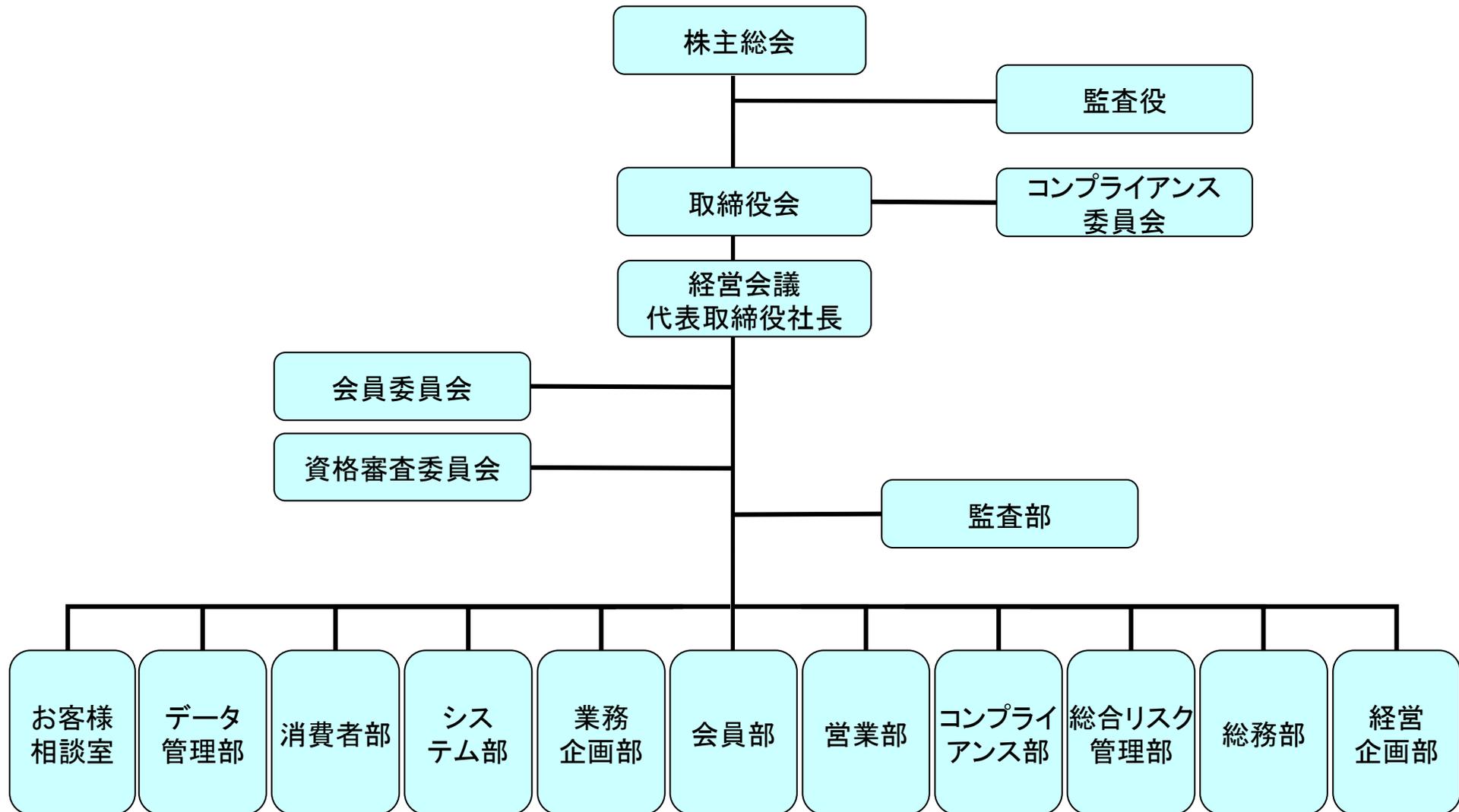
(平成21年9月末現在)

1. 当社の概要(沿革)

昭和61年 6 月	株式会社日本情報センター設立
昭和62年 3 月	三情報機関の情報交流システムCRIN運用開始
平成11年10月	33情報センターの共同出資により株式会社テラネット設立
平成12年12月	Teraサービス開始
平成16年 4 月	ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を取得
平成19年 4 月	ISO/IEC27001:2005/JISQ27001:2006の認証を取得(株式会社日本情報センター)
平成19年12月	株式会社日本情報センター、株式会社アイネット、株式会社テラネットの三社が合併し、新たに株式会社テラネット発足
平成21年 4 月	社名を「株式会社日本信用情報機構」に変更 全国信用情報センター連合会加盟33情報センターの信用情報事業を承継
平成21年 6 月	STARS II システム稼動 貸金業法指定信用情報機関制度対応システムのサービス開始
平成21年 8 月	株式会社シーシービーと合併 両社の業務を統合

(平成21年9月末現在)

1. 当社の概要(組織体制)



(平成21年9月末現在)

1. 当社の概要(加盟会員数等)

- (1) 加盟会員数 : 1,438社 (平成21年10月末現在)
- (2) 貸金業法対象会員 : 1,050社 (平成21年11月13日現在)
- (3) 総登録情報件数 : STARS II 9,021万件 (平成21年10月末現在)
C-BASE 2億4,239万件 (平成21年10月末現在)
- (4) 貸金債権(無担保・無保証)の登録件数、残高金額
- | | |
|------|--------------------------|
| 登録件数 | 2,751万件 (平成21年10月末現在) |
| 残高金額 | 11兆4,837億円 (平成21年10月末現在) |
- (5) 照会件数 : STARS会員 6,619万件 (平成20年度実績)
Tera会員 3,235万件 (平成20年度実績)
C-BASE会員 5,384万件 (平成20年度実績)

※シーシービーとの合併に伴い、現在、2つのシステムにて信用情報提供業務を運営しております。
STARS IIは貸金業法対応システム。C-BASEは旧シーシービーのシステム。
※照会件数は、合併前の全国信用情報センター連合会加盟の33情報センター、テラネット及びシーシービーの照会件数。

本日のご説明内容

1. 当社の概要
2. 貸金業法指定信用情報機関に向けての準備状況
3. 信用情報の登録・利用実態について
4. 「契約見直し(コード71)」情報の取り扱いに関する調査分析結果(別紙)
5. 当面の課題

2. 貸金業法指定信用情報機関に向けての準備状況

(1) 指定要件(保有信用情報規模および財産的基礎)と当社の現状

項目	指定要件	当社の現状 (※1)	参 考	カバレッジ
保有信用情報 の規模	加入貸金業者の数が100社以上であること	1,050社	4,909社 (※2)	21.4%
	保有する個人信用情報に係る貸付けの残高の合計額が5兆円以上であること	11兆4,837億円	10兆4,973億円 (※3)	109.3%
財産的 基礎	貸借対照表に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額が5億円以上であること	112億円	—	—

※1 加盟貸金業者数はH21年11月13日現在。残高の合計額はH21年10月末。財産的基礎要件はH21年9月末。

※2 出典：金融庁「貸金業関係統計資料(9月末)」

※3 出典：日本貸金業協会「各種統計資料(11月公表分)」の消費者向け無担保貸付(9月末)

2. 貸金業法指定信用情報機関に向けての準備状況

(2) 経営管理等の態勢

① 経営管理

・取締役及び取締役会

取締役の構成：11名（うち 常勤7名、非常勤4名）

取締役会の開催頻度：月1回開催。また、常勤役員のみので経営会議を週1回開催。

・監査役の構成：2名（うち 常勤1名、非常勤1名）

・内部監査部門

監査部を設置し、全部門を年1回以上の頻度で業務内容及び規程の遵守状況を確認。

・コンプライアンス委員会

構成：取締役、監査役

開催頻度：四半期に1回

内容：従業者のコンプライアンス違反、反社会的勢力対応事案、内部通報窓口への通報状況、会員の罰則適用案件、消費者からの相談に関する状況などについて確認。

2. 貸金業法指定信用情報機関に向けての準備状況

・外部監査の活用

情報セキュリティについては、ISO27001に基づく外部監査を年1回受審。
本年度より、会計監査を導入予定。

②人的構成

- ・全社員を対象とした集合研修および部門毎の研修会(月1回)にて社内規程および関係法令等に関するコンプライアンス教育を実施。
- ・全社員から会社の機密情報および個人情報に関する守秘義務の誓約書を徴求。
- ・就業規則の中には信用情報保護の具体的な遵守事項及び違反時の懲戒処分について明記。

2. 貸金業法指定信用情報機関に向けての準備状況

(3) 業務の適切性

① 反社会的勢力による被害の防止

- ・反社会的勢力に対する取り組み方針を作成・公表済み。
- ・総務部門にて警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等との連携体制を構築済み。

② 与信事業者の入会審査体制等

- ・書類審査(貸金業登録番号の有無、貸金業協会加盟状況、情報の安全管理体制等を確認)、
実地調査および代表者面談にて経営体制を確認。
- ・資格審査委員会(社内および外部弁護士にて構成)、取締役会にて審議。

③ システムリスク管理

- ・ISO27001などにに基づきシステム開発工程および運用における脆弱性分析などを定期的に実施。

2. 貸金業法指定信用情報機関に向けての準備状況

(4) 業務規程関係

① 信用情報提供交換契約の締結

- ・加盟会員とは、「同意の取得」「目的外利用の禁止」「安全管理措置の実施」「罰則の適用」などを含む信用情報提供交換契約書を締結済み。

② 信用情報の安全管理

- ・個人情報保護法ガイドラインに基づき組織的、人的、物理的、技術的対策を実施済み。また、システムセンターにおいてはISO27001を取得済み。
- ・信用情報提供等の一部を他の者に委託する場合には、外部委託管理規程に基づき委託先を選定し、業務委託後も定期的に安全管理状況などを管理。
- ・加盟会員には、当社独自の「信用情報取扱主任者制度」にて会社単位で信用情報の取り扱いに関する担当者の設置を義務付け。

③ 信用情報の正確性の確保

- ・情報の名寄せについては、システム名寄せと当社独自の人的名寄せを組み合わせ情報の正確性を確保。
- ・会員には、定期的な情報精査を信用情報交換契約にて義務付け。
- ・消費者は、情報開示の内容について疑義や誤りがある場合は、当社を通じて加盟会社に調査依頼が可能。

2. 貸金業法指定信用情報機関に向けての準備状況

④加入貸金業者の監督

- ・利用状況(照会・登録)のモニタリングを行う体制を整備。
- ・会員資格要件の維持状況を定期審査(年1回)にて確認。
- ・不適正利用等が発覚した場合には、罰則規定に基づき以下の罰則を適用。
⇒始末書の徴求、文書による注意、信用情報提供の停止、契約の解除

⑤苦情処理体制

- ・「お客様相談室」にて当社に寄せられる苦情を一元管理。
- ・定期的に苦情の内容を分析し、関連部門へフィードバック。
- ・単に苦情を処理するだけに終わらせず、ご意見・ご要望をサービス改善に繋げるPDCAサイクルを構築。

(5)システム構築

①システムの対応

- ・本年6月に指定信用情報機関に要求されるシステム要件及び態勢を整備したシステム(STARS II)をリリース済み。
- ・他機関(CIC)との交流ネットワークについても構築および接続テスト完了。

2. 貸金業法指定信用情報機関に向けての準備状況

②セキュリティ

- ・会員からの照会は、PKI(電子証明書)による端末個々の認証およびIPアドレスチェックを実施。
- ・通信経路は、SSLによる暗号化。
- ・ウィルス対策ソフト導入など、セキュリティ検査ポリシーによる検疫を実施。

③障害時の対応

- ・広域災害に備え関西方面にバックアップセンターを構築し、事業の継続性を確保。
- ・バックアップ機にも最新の信用情報をリアルタイムでコピー。
- ・ホストマシン以外の周辺機器も全て二重化。

(6) 会員会社の対応状況

①照会系

- ・当社の専用端末(スターズPC)を設置している会員については、貸金業法対応要件を装備した照会・登録システムへの移行完了済み。
- ・CPU接続先(弊社のホストマシンと会員のホストマシンを専用回線で接続する方式)については、来年6月に向け順次移行および接続テストを実施中。

②登録系

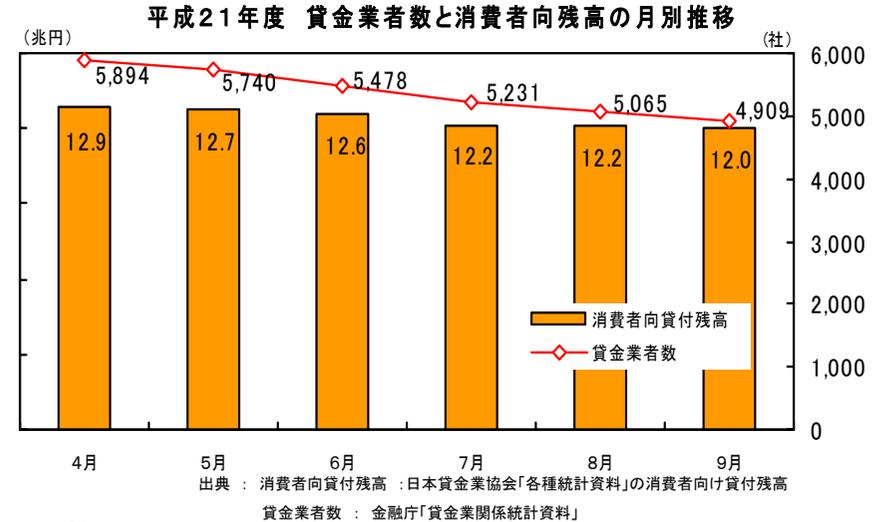
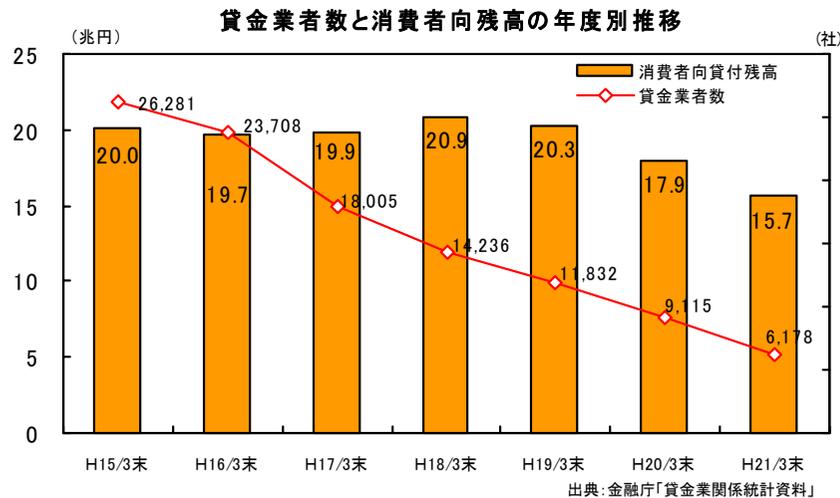
- ・既存債権も含め、STARS II(貸金対応データベース)への登録を実施中。
- ・指定後、未同意債権が約2,000万件登録増加予定。

本日のご説明内容

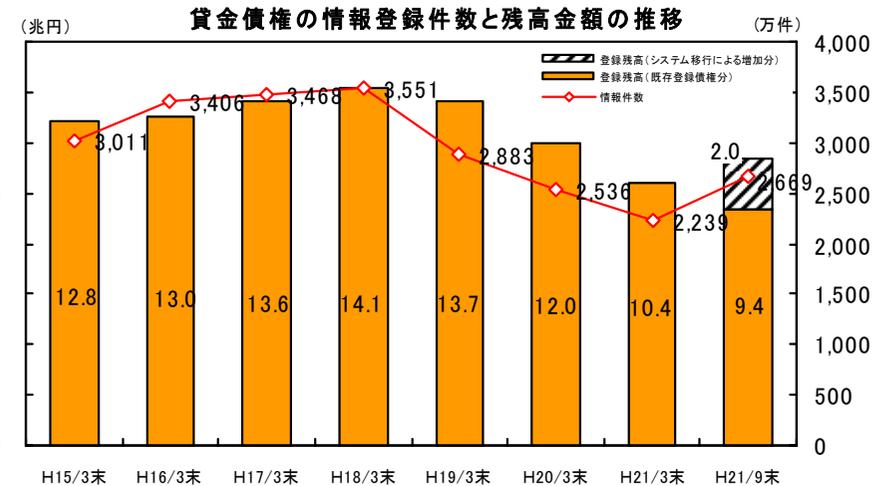
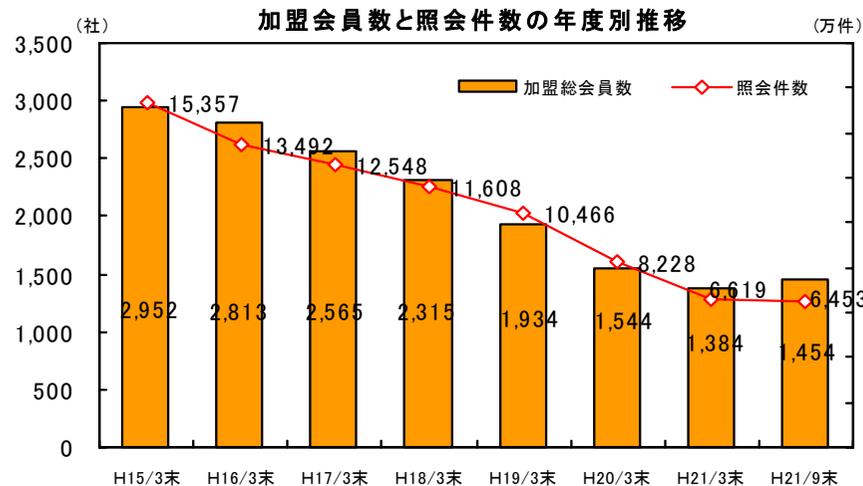
1. 当社の概要
2. 貸金業法指定信用情報機関に向けての準備状況
3. 信用情報の登録・利用実態について
4. 「契約見直し(コード71)」情報の取り扱いに関する調査分析結果(別紙)
5. 当面の課題

3. 信用情報の登録・利用実態について

(1) 貸金業者数と個人向貸付残高の推移

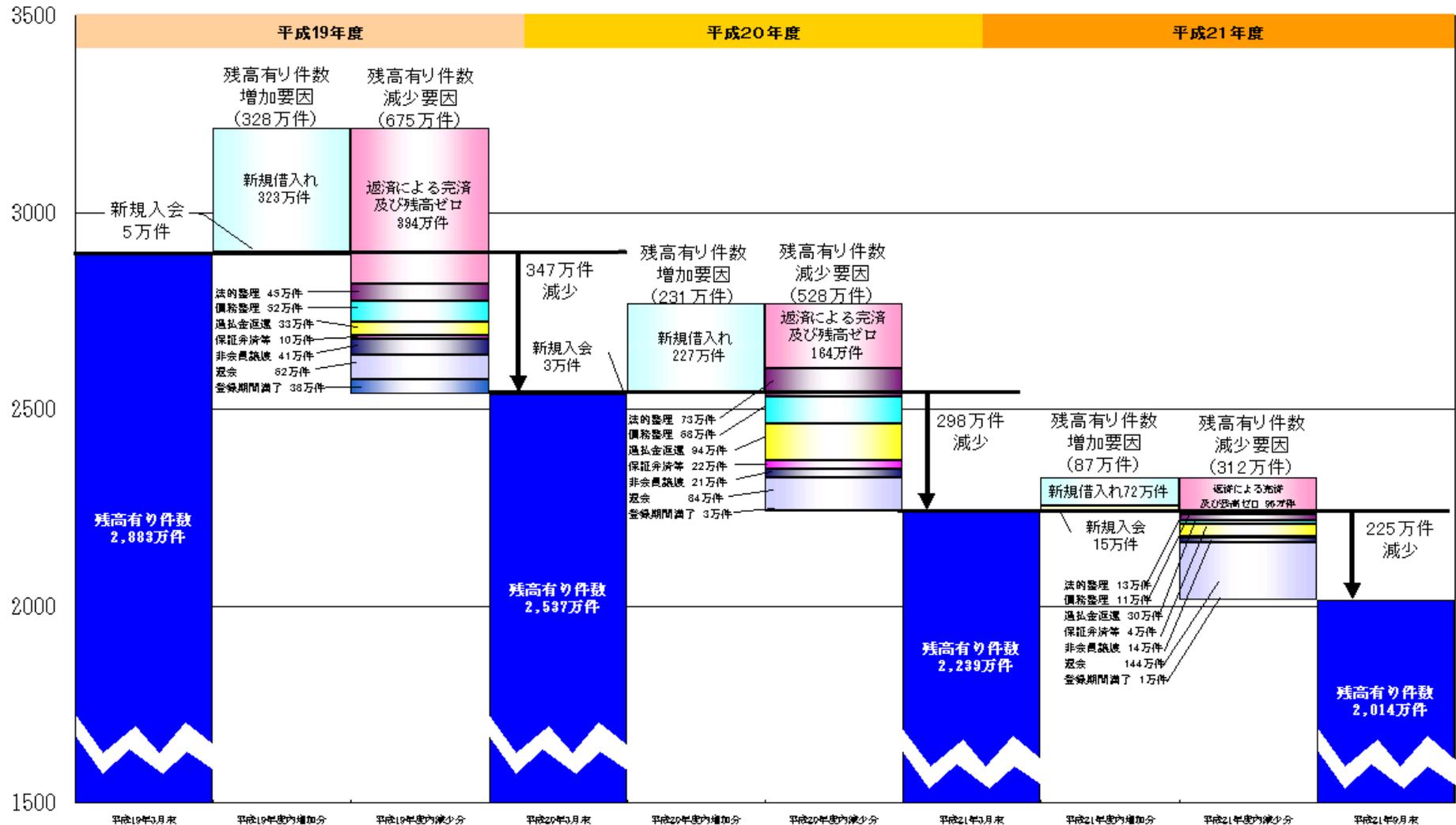


(2) 当社の加盟会員、照会件数、登録残高件数(金額)の推移



3. 信用情報の登録・利用実態について

(3) 貸金債権の登録残高件数の増減要因分析



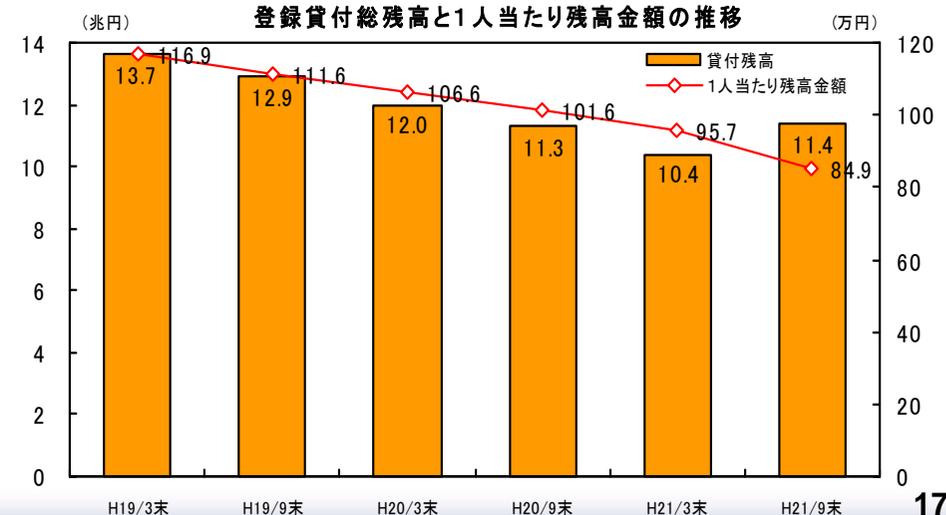
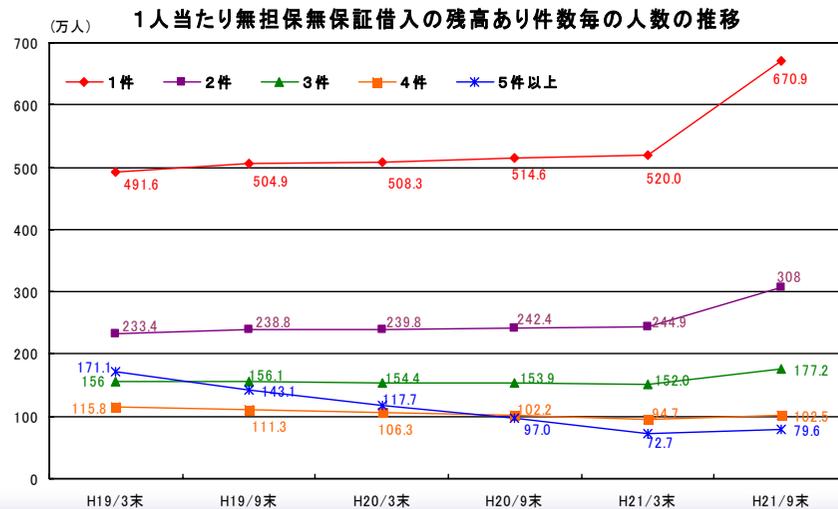
3. 信用情報の登録・利用実態について

(4) 無担保無保証借入の残高がある者の借入件数毎登録状況

		H19/3末		H19/9末		H20/3末		H20/9末		H21/3末		H21/9末	
		人数・金額	比率										
1人当たり 無担保無保証 借入の残高あり 件数毎の人数	1件	491.6万人	42.1%	504.9万人	43.7%	508.3万人	45.1%	514.6万人	46.4%	520.0万人	48.0%	670.9万人	50.1%
	2件	233.4万人	20.0%	238.8万人	20.7%	239.8万人	21.3%	242.4万人	21.8%	244.9万人	22.6%	308.0万人	23.0%
	3件	156.0万人	13.4%	156.1万人	13.5%	154.4万人	13.7%	153.9万人	13.9%	152.0万人	14.0%	177.2万人	13.2%
	4件	115.8万人	9.9%	111.3万人	9.6%	106.3万人	9.4%	102.2万人	9.2%	94.7万人	8.7%	102.5万人	7.7%
	5件以上	171.1万人	14.7%	143.1万人	12.4%	117.7万人	10.4%	97.0万人	8.7%	72.7万人	6.7%	79.6万人	5.9%
合計	人数	1,167.9万人	100.0%	1154.2万人	100.0%	1126.4万人	100.0%	1110.2万人	100.0%	1084.1万人	100.0%	1338.2万人	100.0%
	残高金額	136,502億円	-	128,866億円	-	120,031億円	-	112,841億円	-	103,806億円	-	113,659億円	-
	1人当たり 残高金額	116.9万円	-	111.6万円	-	106.6万円	-	101.6万円	-	95.7万円	-	84.9万円	-

注：JICC(当社)に登録されている情報に基づき分析を行ったもの。

注：H21年6月以降は、貸金業法対応システムにデータを一元化する作業を行っているため人数および残高金額が増加している。



本日のご説明内容

1. 当社の概要
2. 貸金業法指定信用情報機関に向けての準備状況
3. 信用情報の登録・利用実態について
4. 「契約見直し(コード71)」情報の取り扱いに関する調査分析結果(別紙)
5. 当面の課題

4. 「契約見直し(コード71)」情報の取り扱いに関する調査分析結果

「契約見直し(コード71)」情報の有用性に関する分析をした結果、当該情報は、過払金返還請求を行った者からの新たな借入申込みに対する加盟会員の適切な与信判断に有用であり、この情報が利用されることによって、金融庁における多重債務者発生防止対策(新たな多重債務者を発生させないという目的)に沿う一定の効果をあげているものと考えられます。

従って、信用情報機関が加盟会員に提供する信用情報の一つとして、基本的に現状の取り扱いを継続することが公益上の視点からみても必要であると考えます。

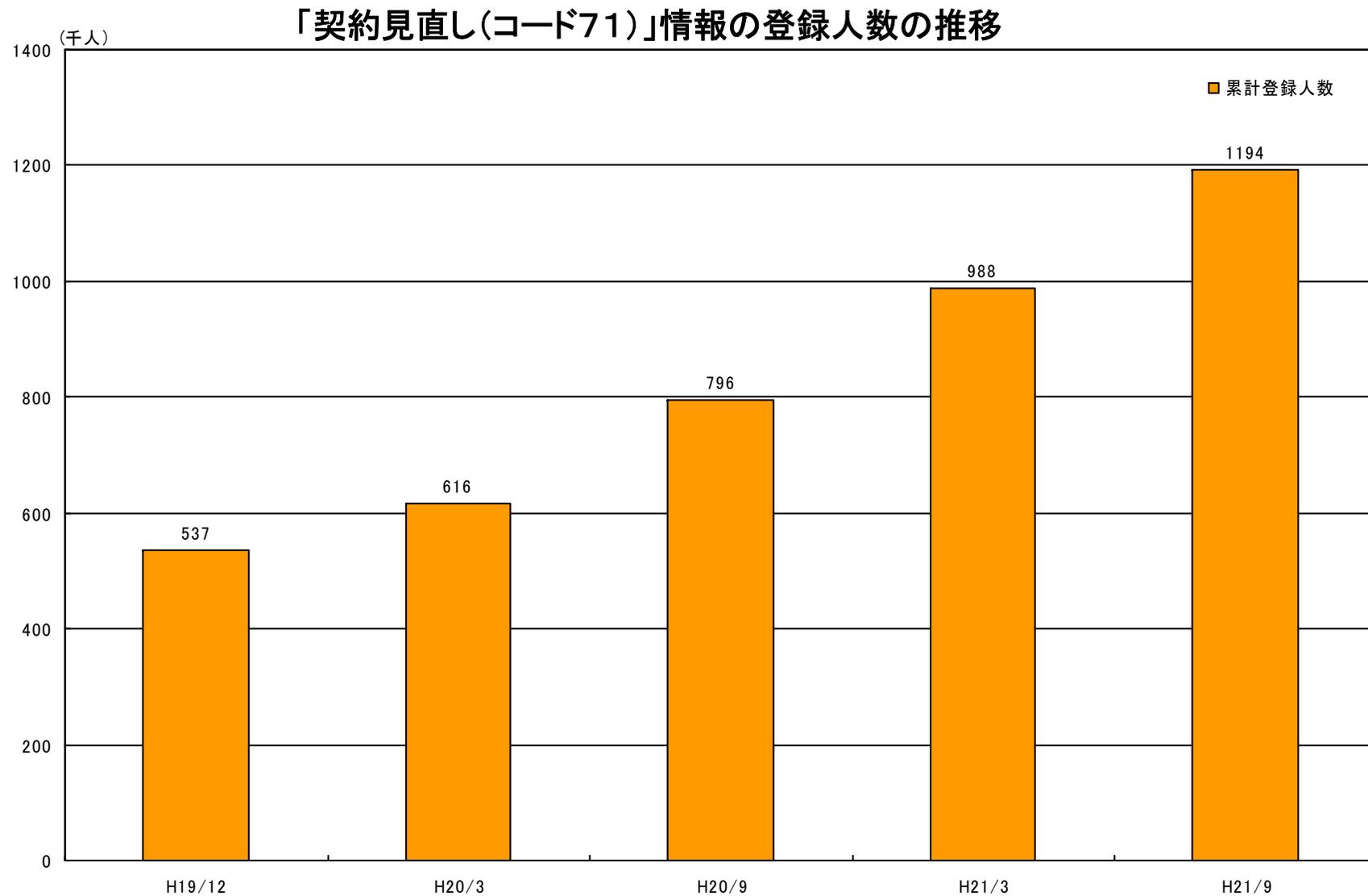
分析結果① コード71「契約見直し」情報は多重債務防止に有効に機能していると考えられます。

分析結果② コード71情報が廃止された場合、他の情報で信用リスクを示すことができなくなります。

分析結果③ コード71情報の登録があっても信用リスクに応じた与信判断がなされていると考えられます。

※分析結果の詳細は、別添資料をご参照願います。

4. 「契約見直し(コード71)」情報の取り扱いに関する調査分析結果



本日のご説明内容

1. 当社の概要
2. 貸金業法指定信用情報機関に向けての準備状況
3. 信用情報の登録・利用実態について
4. 「契約見直し(コード71)」情報の取り扱いに関する調査分析結果(別紙)

5. 当面の課題

5. 当面の課題

貸金業登録業者で信用情報機関未加盟会社の円滑な加入促進対応

貸金業登録業者のJICC(当社)への加盟率は、21.4%(H21/11現在)に留まり、今後4条施行(来年6月)に向けて、信用情報機関未加盟業者の加盟申請が集中することが予想される。

一方、当社への加盟手続きにおいては、入会承認後、照会端末機等の設置工事などに最短でも1.5ヶ月を要し、実質、来年4月末までに加盟審査を終了させることが求められるが、審査体制等の強化・効率化を図っても処理件数に限界があり、4条施行の円滑な施行に向けて、指定申請を予定している他機関及び日本貸金業協会と連携して取り組む必要がある。

(1) 4条施行までに信用情報機関に加盟申請を行うと予測される事業者数

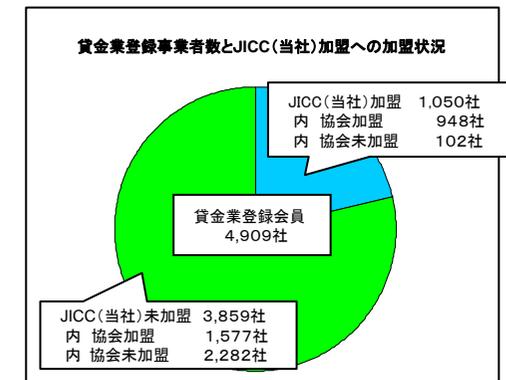
当社予測：約1,500社

<算出根拠>

- ①貸金業登録業者数：4,909社 (H21/9末)
- ②4条施行時登録業者数(予測)：約2,500社 ①の50%減で算出
※算出根拠：日本貸金業協会が行った「貸金業者の経営実態等に関するアンケート調査」では、約半数の事業者が完全施行時までに廃業を予定しているとの回答に基づき50%減で試算。

③JICC(当社)加盟貸金業数：1,050社 (H21/11/13現在)

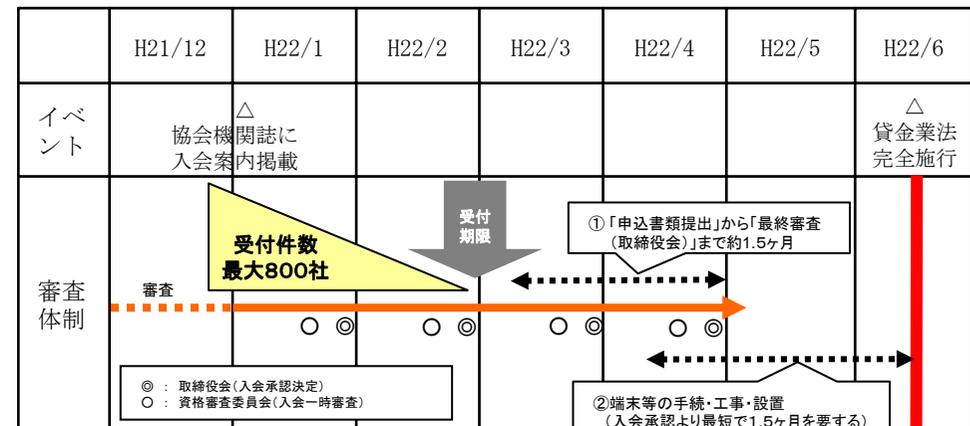
④加盟申請対象業者数(予測)：約1,500社 ②-③
※注：既に他機関のみ加盟している事業者も存在すると考えられるが、上記予測には考慮していない。



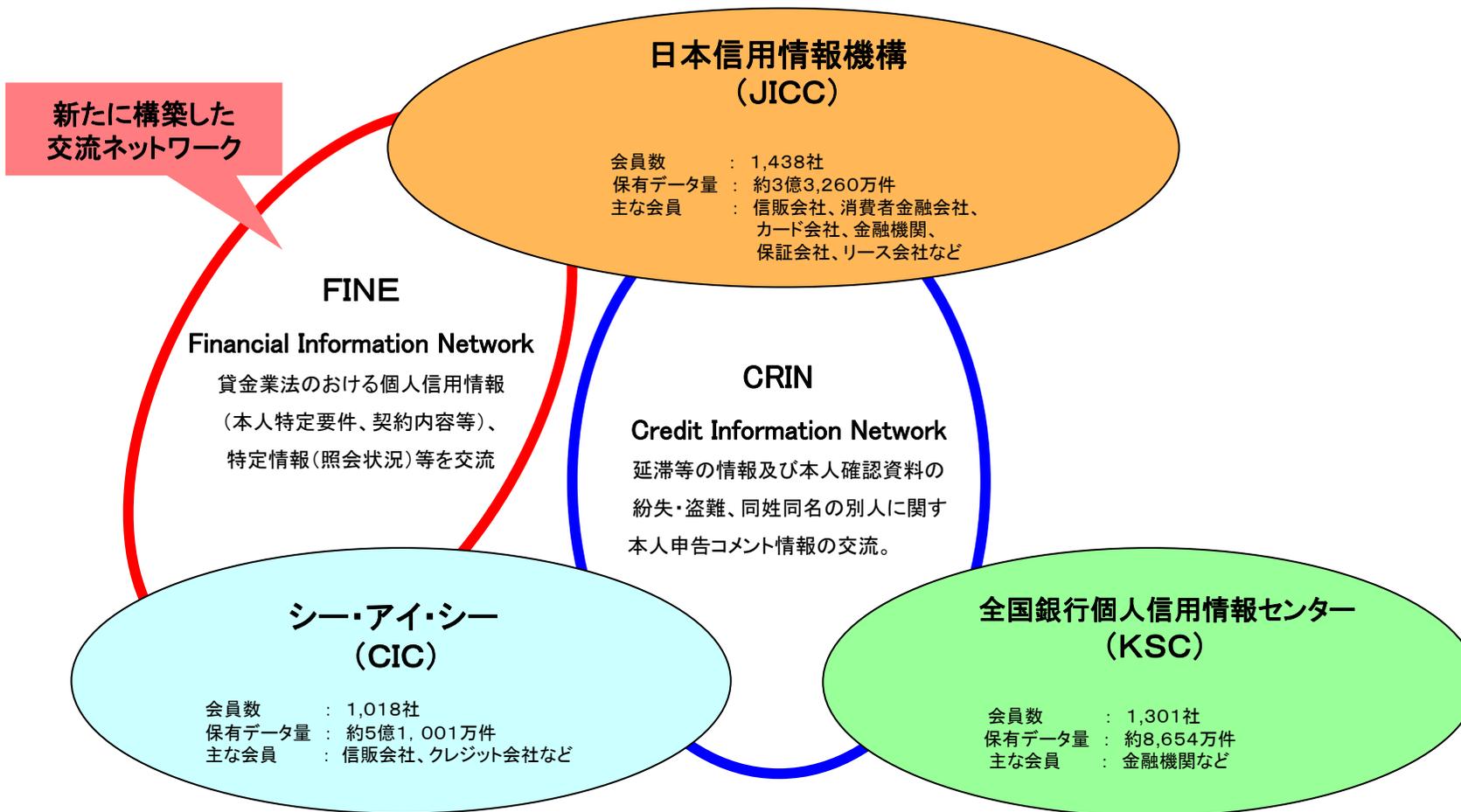
(2) 加盟審査スケジュール

- ①「申込書類提出」から「最終審査(取締役会)」まで約1.5ヶ月
- ②入会承認後、端末等の手配・設置に約1.5ヶ月
- ③月間最大処理件数：約200社(審査体制強化・効率化後)

⇒ 来年1月～4月までの最大処理件数 800社



<ご参考(国内の信用情報機関の概要)>



出典 : 他機関の概要は月刊消費者信用(H21/9号)から抜粋

<ご参考(国内の信用情報機関の概要)>

(資料) 個人信用情報機関 3 センターの概要

機 関 名	全国銀行個人信用情報センター (全銀協)	シー・アイ・シー (CIC)
1. 組織形態	全国銀行協会が設置・運営	株式会社組織(株主は、信販会社、メーカー系クレジット会社、銀行系クレジット会社、流通系クレジット会社など、計39社)
2. 創立時期	1988年10月(各地銀行協会のセンターを統一)	1984年9月(営業開始85年4月)
3. 利用システム (1)会員資格	会員制(利用は会員に限定) 1. 一般会員 全国銀行協会の正会員 2. 特別会員 ①上記1.以外の銀行または法令によって銀行と同等される金融機関 ②政府関係金融機関またはこれに準じるもの ③信用保証協会法に基づいて設立された信用保証協会 ④個人に関する与信業務を営む法人で一般会員または特別会員のうち上記①もしくは②の推薦を受けたもの	会員制(利用は会員に限定) ①法人格を有し、国内に事業所があり、実施事業の体制が明確かつ適正であること ②クレジット取引の業務として行っていること ③別荘販売法、個人情報保護法および同法に基づく経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン等の関係ガイドライン、その他関係する法令および適法に遵守できること ④「自主ルール」を遵守し、「コンプライアンス・プログラム」を策定していること ⑤業界自主規制の徹底を図るため、原則として社団法人日本クレジット産業協会および協議会に入会していること ⑥クレジット業界の認定制度である「個人情報取扱主任者」を設置していること ⑦CICと統合する個人信用情報に関する業務を、総利用で行っていないこと ⑧CICの業務運営規則および業務運営細則等が履行できること (2009年3月末現在)
(2)会 員 数	1,301社・3万4,226店舗(2009年6月末)	1,018社(2009年6月20日)
4. 保有データ量・登録情報量	約8,654万件(2009年6月末、照会記録情報を含みます)	約5億1,001万件(2009年6月20日)
5. 照会および回答状況 (1)照会件数(1カ月当たり) (2)回答率(ヒット率)	約83万件(2009年6月中) 約73.9%(2009年6月中)	約1,156万件(2009年6月、基本サービス(信用オンライン照会、信用バッチ照会)) 97.2%(2009年6月)
6. 照会のために必要とされる事項 (1)顧客に関する事項 (2)会員に関する事項	氏名、生年月日、住所、電話番号 会員コード、店番号、照会目的、与信内容、パスワード等	カナ氏名、生年月日、電話番号、郵便番号 会員窓口コード、オペレータコード、パスワード、照会区分等
7. 照会方法および回答方法	①オンラインシステム(ウェブ端末、EDP接続)による照会・回答 ②ファイル転送による照会・回答	①パソコンによるオンライン照会・回答 ②CPU接続による照会・回答 ③CMT・オンライン伝送等によるバッチ照会・回答
8. 主要回答事項 (1)顧客の識別のための情報 (2)与信に関する情報 (3)事故情報 (4)その他	氏名(カナおよび漢字)、生年月日、性別、郵便番号、住所、電話番号、勤務先 取引種類、使途区分、担保有無、成約日・実行日、金額、最終返済日、残債額、返済区分・発生日、完了区分・発生日、入金区分履歴 延滞、延滞解消、代位弁済、代位弁済後完済、強制回収、第1回目不返、取引停止処分、保証履行、保証債務未履行等 苦情受付コード、照会記録情報(照会日、与信内容)、本人申告	氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、性別等 契約管理区分、契約年月日、商品名、契約額、支払回数、残債額、契約終了予定日、報告日、情報種別、請求額、入金額、入金履歴、貸付コメント等 異動情報(延滞、保証履行等) 調査中コメント、申込情報(照会区分、照会年月日、商品コード等)、本人申告
9. データ保有期間(廃棄)	①取引情報: 契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間 ②不返情報: 第1回目不返情報: 不返発生日から6カ月を超えない期間 - 取引停止処分情報: 取引停止処分日から5年を超えない期間 ③照会記録情報: 照会日から1年を超えない期間 ④苦情情報: 接洽・民事再生手続開始決定を受けた日から10年を超えない期間 ⑤本人申告: 申告日から5年を超えない期間	①成約情報: 契約期間中および取引終了日より5年間 ②異動情報: 契約期間中および取引終了日より5年間 ③申込情報: 登録日(照会日)より6カ月間 ④申告情報: 登録日より5年以内

*09年4月にテラネットが日本信用情報機構に社名変更し、全債連加盟33センターの信用情報事業を承継。09年8月にCCBと合併。掲載内容は09年3月時点のもの。

新日本信用情報機構		
旧・全国信用情報センター連合会 (全債連)	旧・特テラネット	旧・特シーシービー (CCB)
独立した33の信用情報センターの連合会	株式会社組織 株主は全国信用情報センター連合会(全債連)加盟33センター	株式会社組織(株主は、信販会社、銀行系カード会社、流通系クレジット会社、信用保証会社、消費者金融会社など計31社)
1976年9月	1986年6月(営業開始2000年12月) (07年12月に特日本情報センターと合併)	1979年8月
会員制(利用は会員に限定)	会員制(利用は会員に限定)	会員制(利用は会員に限定)
1. 個人または法人に対して信用供与を行うことを業とする者であって、貸金業法および別荘販売法に基づく事業者および貸付を業として行うにつき他の法律に特別に規定がある事業者、ならびにこれらの法律の定めによる事業に資する事業を営んでいる者で別荘販売業者 2. 個人情報の保護に関する法律および各種法令に基づき、以下の措置が講じられている者であること ①個人情報の安全管理上の基本方針および取扱いに関する基準として、十分な内容を有する成文規定をもつて下記事項を定めていること ・個人情報の安全管理に関する基本方針 ・個人情報の安全管理を確保するための取扱い状況の点検確認等の実施および手続 ・個人情報取扱業務の全部または一部を外部委託するにあたっての安全管理確保措置に関する事項 ②個人情報の安全管理確保の実施体制として、個人情報保護法令等に適合した安全管理措置が講じられていること ③資本金、株主構成、過去の経歴、または、公的機関からの認証等を総合的に判断して、個人情報安全管理上の信頼性が十分に高いと認められること ④経営の継続性及び安全性が確保されていると認められること 3. 信用情報交換契約書の内容を遵守できる者 4. 反社会的勢力に属していないこと ※以上の入会資格要件を充足する旨であっても、もっぱら媒介を行う業者は、入会資格を有しない。ただし、貸金業者以外への媒介を行う貸金業者は除く	1. 個人に対して信用供与を行うことを業とする者、以下に該当する者 ①貸金業法、別荘販売法等の当該業務を規制する法律(以下「業法」という)に基づく業務を行っている者 ②業法の存在しない分野であっても、当該事業者としての共通の利益を促進することを主たる目的とする公益法人たる事業者が存在し、これに加入している者 2. 個人情報の保護に関する法律を遵守し、以下の各号をすべて満たす者 ①個人情報の安全管理に係る基本方針 - 取扱規程等が整備されていること ②個人情報の安全管理に係る実施体制が整備されていること ③個人情報安全管理上の信用度が高いこと ④経営が健全であること ①与信業務を営むもので、かつ国内に事業所を有すること ②貸金業法、別荘販売法、銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法等、法令による許認可を得る事業者、またはこれに準ずる事業者であること ③出資の受入、預り金および金利等の取扱いに関する法律の定める利率を適用した営業をしていること ④社会的信用を有し、与信をするに際し節度ある取扱いを行っている事業者であること ⑤与信業務を継続して営むことが明らかであり、かつCCBの会員規程に基づき個人信用情報の登録および利用を適正に行える事業者であるとCCBが判定できること ⑥個人情報保護法に準拠した個人情報保護に関する社内規程または個人情報保護プログラム等を作成しこれを徹底するための個人情報管理責任者を設置する等十分な個人情報保護体制にあること ⑦ガイドラインおよび実務指針等に準拠した安全管理体制にあること ⑧CCBの会員規程を遵守できること	
約1,302社・3,033店舗(2009年3月末、33センター延べ数合計)	219社(2009年3月末)	506社(2009年3月末)
約2,360万人(2009年3月末、33センター合計)	約3,699万件(2009年3月末)	約3億524万件(2009年3月末)
約552万件(2009年3月度実績、33センター合計)	約270万件(2009年3月度実績)	約449万件(2009年3月度実績)
カナ氏名、生年月日、電話番号	カナ氏名、生年月日、電話番号、郵便番号	氏名(カナおよび漢字)、生年月日、電話番号(自宅・勤務先)、郵便番号、性別
会員コード、パスワード	情報管理コード、業務パスワード等	会員コード、暗証コード等
①専用端末機 ②CPU接続 ③磁気テープ	①パソコンによるオンライン照会・登録 ②CPU接続 ③磁気媒体	①パソコンによるオンライン照会・回答 ②CPU接続によるオンライン照会・回答 ③CMT・MO・伝送によるバッチ照会・回答
氏名、生年月日、住所、勤務先、性別、郵便番号、電話番号	氏名、生年月日、住所、勤務先、性別、郵便番号、電話番号	氏名(カナおよび漢字)、生年月日、電話番号(自宅・勤務先)、郵便番号、住所、勤務先、性別
貸付件数、貸付金額、貸付残高、取引区分、貸付区分、貸付日、入金日、入金予定日、完済日等	取引形態、利用日、最新入金日、残高金額、支払サイクル、保証額等	契約年月日、契約金額、契約形態、商品名、支払回数、残高、本人・保証人区分、完済予定年月、完済・完了年月
延滞、延滞解消、債権回収、債務整理、破産申立、特定調停、民事再生等	延滞後完済、強制解約、延滞後貸倒、代位弁済、破産申立、特定調停、民事再生等	異動情報(延滞、延滞解消、延滞後解約)
参考情報、サービス情報、本人申告コメント情報、照会記録(照会日、件数)、調査中の注記	消費者申告コメント情報、照会記録(照会日・件数)、調査中の注記	照会情報(照会日、内容)、調査中コメント、本人申告情報、公的資料
①実行情報: 契約期間中および完済日から5年を超えない期間 ②事故情報: 延滞継続中、延滞解消は発生日から1年を超えない期間 ③参考情報: 発生日から5年を超えない期間	①申込内容に基づく情報: 3カ月を超えない期間 ②契約に係る情報: 契約継続中および本債務を完済した日から5年を超えない期間 ③本契約不履行に係る情報: 当該事実の発生日から5年を超えない期間 ④債権譲渡の事実に係る情報: 譲渡日から1年を超えない期間	①契約情報: 契約期間中 ②完済完了情報: 契約終了後5年間 ③異動情報: 契約中および契約終了後5年間 ④照会情報: 照会日より6カ月間 ⑤本人申告情報: 登録日より5年間 ただし紛失・盗難は1年間 ⑥公的資料: 宣告日より7年間

出典：月刊消費者信用(H21/9号)

信用を、あなたのちからに



コード71「契約見直し」情報の
取り扱いに関する調査分析結果について

株式会社日本信用情報機構

1. はじめに

当機関では、金融庁公表の「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係13指定信用情報機関関係)(案)」に係るパブリックコメント募集結果で示された金融庁の考え方(「過払金返還に係る情報を信用情報として取り扱うことについて、資金需要者等に対しても客観的かつ合理的に説明可能であるか、まずは、指定申請を予定する信用情報機関において、十分検討して頂く必要があると考えます。」)を踏まえ、貸金業者におけるコード71「契約見直し」情報(以下、「コード71情報」という)の取り扱いの現状がどうなっているかについて、加盟会員にアンケートを実施して調査するとともに、コード71情報登録顧客の信用状態等について、当機関の統計データを参照し、また、本人開示請求者にも開示窓口でアンケートを実施して借入申込み時の与信拒絶の状況等を調査の上、それらの結果に基づき、コード71情報の信用情報としての取扱いのあり方に関して分析を行いました。

2. コード71情報設定の経緯

貸金業者は、顧客の借入申込みに際して、信用情報機関に照会し、本人の借入内容や返済状況に係る客観的情報を入手し、借入件数や借入残高、返済を遅延している事実や債務整理を行った事実などの信用情報を参考にして、本人の返済能力を調査し、貸すか貸さないかの判断を行っています。

債務者が弁護士等に債務整理を委任した場合は、貸金業者が弁護士等から債務整理委任通知を受領した事実をもって、本人の返済能力が欠如しているとの認識に基づき、参考情報コード32「債務整理」情報として登録する運用が行われてきたところです。

過払金返還請求に関しては、債務整理を受任した弁護士による債務整理手続きの一環とみて、「債務整理」情報に含まれるものとして扱われてまいりましたが、最高裁判決後に過払金返還請求のみで債務整理を終えるケースが発生したことなどから、平成19年9月より、過払金返還請求によって当初の金銭消費貸借契約を見直したものという概念で、「債務整理」情報とは別に、「貸金業者が債務者からの過払金返還請求に応じたもの」という報告基準をもって、サービス情報コード71「契約見直し」情報を設けたところです。

(続き)

17頁では、債務者が弁護士等に債務整理を委任し、過払金返還請求を行った場合に、どのように信用情報が登録されるかを示しています。同時に現在の報告基準において仮にコード71情報が廃止された場合に登録情報がどのようになるかもあわせて整理したものです。

3. コード71情報の有用性に関する分析結果

前述の各調査内容を分析した結果、以下のとおりと考えます。

分析結果(1)コード71「契約見直し」情報は多重債務防止
に有効に機能していると考えられます

分析結果(2)コード71情報が廃止された場合、他の情報で
信用リスクを示すことができなくなります

分析結果(3)コード71情報の登録があっても信用リスクに
応じた与信判断がなされていると考えられます

分析結果(1)コード71「契約見直し」情報は多重債務防止に
有効に機能していると考えられます

前述の各調査結果に基づくと、コード71「契約見直し」情報は、過払金返還請求を行った者からの新たな借入申込みに対する加盟会員の適切な与信判断に有用であり、この情報が利用されることによって、金融庁における多重債務者発生防止対策(新たな多重債務者を発生させないという目的)に沿う一定の効果をあげているものと考えられます。

したがって、信用情報機関が加盟会員に提供する信用情報の一つとして、基本的に現状の取り扱いを継続することが公益上の視点からみても必要であると考えます。

分析結果(1)の検証データ

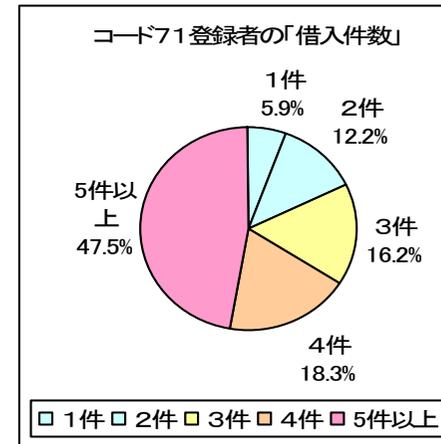
コード71情報が登録されている顧客の返済能力は
どうなっているか

貸金業者がコード71情報登録者に新規貸付を行った場合、あるいは既存の借入を停止せず取引を行っている場合に、他の債権と比較してリスクはどうなっているかなどについて調査分析した結果を次頁以降に示します。

検証データ(1)

当機関が実施した会員50社アンケートに関する会員A社提出の統計資料によると、A社が平成21年6月15日から8月9日までに照会した自社顧客のうち、他社が登録したコード71情報が回答された顧客4,073人について、他社借入件数を見たところ、次のとおりでした。

他社借入件数5件以上の者が約47.5%、4件以上と併せると約65.8%となっており、5人のうち3人が他社借入件数4件以上となっています。(右の表とグラフ参照)

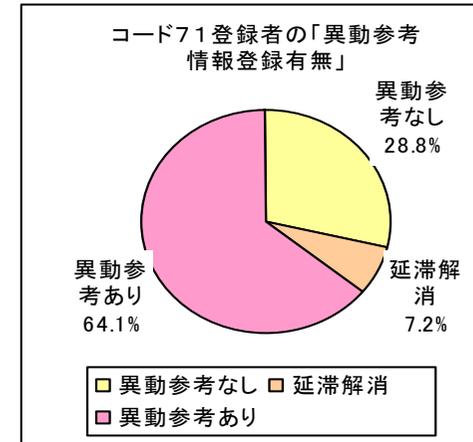


他社借入件数	人数	構成比
5件以上	1934	47.5
4件	745	18.3
3件	658	16.2
2件	497	12.2
1件	239	5.9
計	4,073	100.00

検証データ(2)

検証データ(1)と同様の会員A社提出統計資料によると、コード71情報が回答された顧客4,073人について、異動参考情報が登録されていた割合を見たところ、次のとおりでした。

異動・参考情報(いわゆる事故情報)が登録されている割合は64.1%となっており、5人のうち3人はコード71登録日にかかわらず約定どおり返済がなされなかった者であるといえます。
(右の表とグラフ参照)



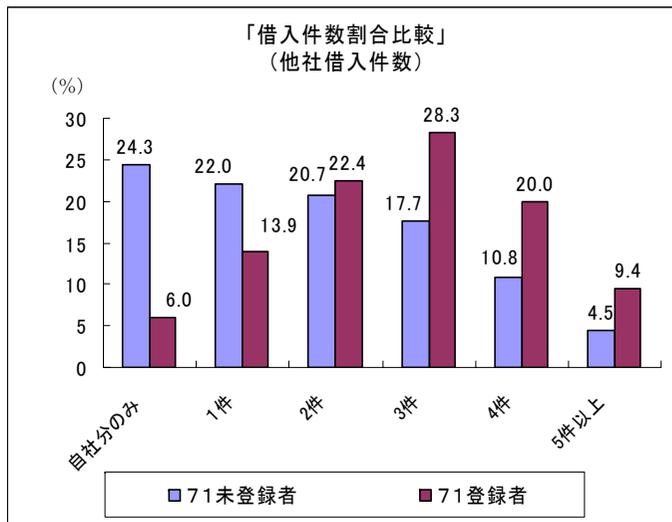
登録有無	人数(人)	構成比(%)
異動参考情報が登録されていない者	1,171	28.8
延滞解消情報が登録されている者	292	7.2
異動参考情報が登録されている者	2,610	64.1
計	4,073	100.0

検証データ(3)

検証データ(1)及び(2)と同様の会員A社提出統計資料によると、会員Aの顧客について、コード71登録者と未登録者別に借入件数を見たところ、次のとおりでした。

借入件数については、コード71情報登録者は、コード71が登録されていない者に比べて、5件以上の借入がある者の割合は約2.1倍、4件借入で約1.9倍、3件借入で約1.6倍と、いずれも未登録者に比べて多件数の傾向にあるといえます。

(下記表とグラフ参照)



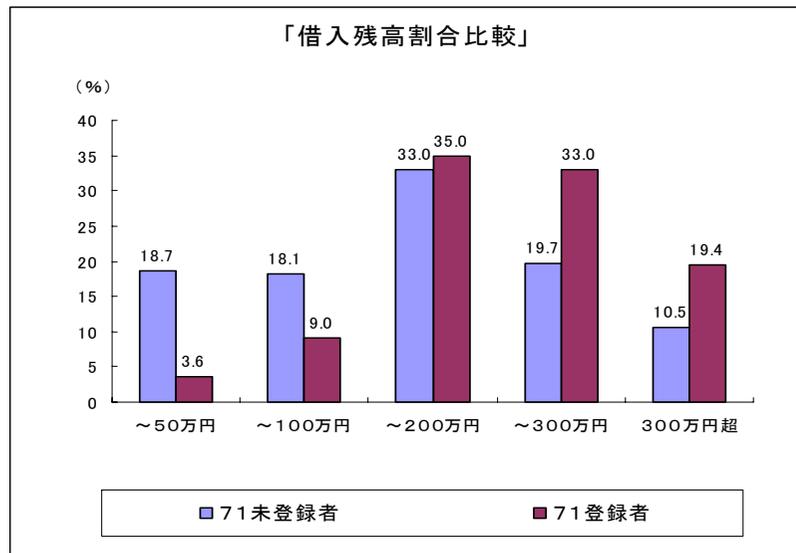
他社借入件数	71未登録者		71登録者	
	人数 (千人)	構成比 (%)	人数 (千人)	構成比 (%)
5件以上	74	4.5	1.8	9.4
4件	178	10.8	3.8	20.0
3件	292	17.7	5.3	28.3
2件	343	20.7	4.2	22.4
1件	363	22.0	2.6	13.9
自社分のみ	402	24.3	1.1	6.0

検証データ(4)

検証データ(1)～(3)と同様の会員A社提出統計資料によると、会員Aの顧客について、コード71登録者と未登録者別に借入残高を見たところ、次のとおりでした。

借入残高については、コード71情報登録者は、コード71が登録されていない者に比べて、借入残高301万円以上の割合が約1.9倍、201万円から300万円までが約1.7倍となっており、いずれも未登録者に比べて多額の傾向にあるといえます。

(下記表とグラフ参照)

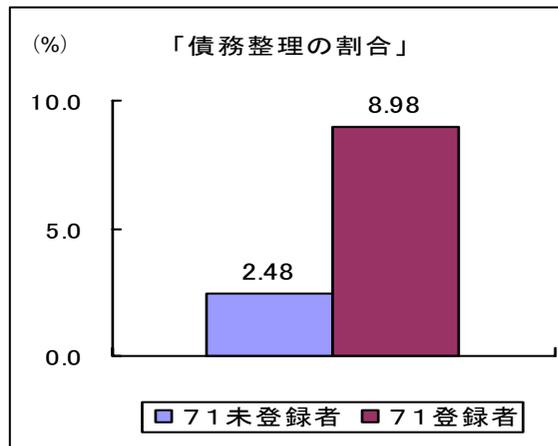


借入残高	71未登録者		71登録者	
	人数 (千人)	構成比 (%)	人数 (千人)	構成比 (%)
300万円超	174	10.5	3.7	19.4
～300万円	325	19.7	6.2	33.0
～200万円	546	33.0	6.6	35.0
～100万円	299	18.1	1.7	9.0
～50万円	308	18.7	0.7	3.6

検証データ(5)

当機関が実施した会員50社アンケートに関する会員B社提出の統計資料によると、コード71情報登録者に債務整理情報が登録されている割合は、登録されていない者に比べて約3.6倍高い値を示しています。

(下記表とグラフ参照)

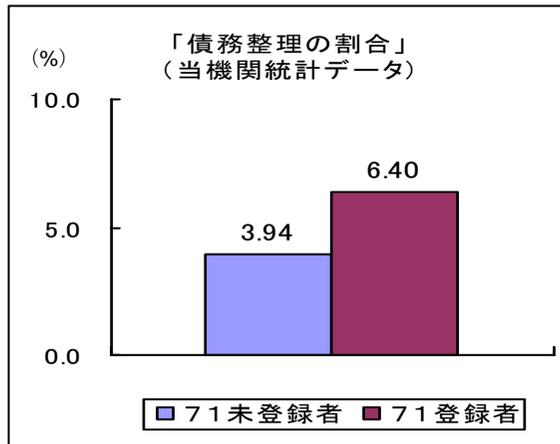


	71未登録者	71登録者
債務整理情報 保有者数(人)	36,222	382
顧客数(人)	1,477,339	4,256
割合(%)	2.48%	8.98%

検証データ(6)

当機関の本年4月末現在の統計データでは、コード71情報登録者が新たに借り入れた債権について、その後「債務整理」が登録された割合は、登録されていない者と比べて約1.6倍高い値を示しています。

(下記表とグラフ参照)



	71「契約見直し」情報 未登録者	71「契約見直し」 情報登録者
該当する貸付件数	12,688,245	76,936
債務整理情報付帯件数	499,950	4,924
割合 (%)	3.94%	6.40%

検証データの分析結果(過払金返還請求者の信用リスク)

コード71情報の登録者は返済不能リスクが高いと考えられます

検証データが示すとおり、コード71情報登録者は、借入件数及び借入残高が多く、コード71情報が登録されていない者との相対的な比較においても、借入件数及び借入残高が多いことがわかります。

さらに、コード71情報登録者に新たに貸付けが行われた場合に、当該貸付債権が債務整理になる割合は非登録者に比べて高くなっています。

以上から、コード71情報登録者の中には返済不能リスクが高い者が多く存在するものと考えられます。

会員アンケート結果による会員の与信判断

会員アンケートにおいては、検証データの分析結果が示すように、コード71情報登録顧客の返済不能リスクが高いことから、これらの者からの新たな借入申込みに対しては、

「慎重に与信判断を行い貸付限度額を低くして貸付を行っている」、
「一律に与信を断っている」、

などの回答があり、また、自由記述式回答では

「多重債務者の再発防止を強く意識している」、
「リスクが見えないため債務整理情報と同等の扱いを行っている」

などの回答がありました。

分析結果(2)コード71情報を廃止した場合、他の情報で信用リスクを示すことができなくなります

コード71情報を廃止した場合に、他の情報項目で信用リスクを把握することが可能かどうかについて見てみると、17頁に掲げる報告基準のうち、②と③に関するパターンでは、過払金返還請求者の信用リスクが高いことを示す他の情報は登録されず、約定どおり返済している顧客との識別が困難になります。

また、④のパターンではコード71情報以外に「債務整理」情報が登録されますが、過払金返還請求がなされた債権については、その後、さらに残元本を一部減免するケースは少なく、一般的には②及び③のケースが多いことから、他の情報で代替できない場合が多いと考えられます。

したがって、コード71情報を一律に廃止すると、特に債務が残る③のケースでは、約定どおり返済してなお残高がある顧客と、信用リスクが高い過払金返還請求者とを識別することができないことから、貸金業者が信用リスクに配慮した適切な与信判断を行うことが困難となり、結果的に新たな貸付けが行われることを防止できず、多重債務再発の可能性が生じることが懸念されます。

過払金返還請求に関する報告基準について

パターン		現在の登録情報項目 (平成19年9月3日以降の現状)	コード71「契約見直し」情報が廃止された場合の登録情報項目
①	当初の約定どおり返済し完済した契約について、その後に過払金返還請求を行ったもの	「完済」 (完済後になされた過払金返還請求に対する「契約見直し」情報の登録は不可)	「完済」
②	債務者が過払金返還請求を行い、貸金業者がこれに応じた結果、債務不存在となったもの	「契約見直し」+「完済」	「完済」
③	債務者が過払金返還請求を行い、貸金業者がこれに応じた結果、なお、債務残高が残ったもの	「契約見直し」+(残高情報)	(残高情報)
④	③の場合の債務残高について、さらに債務の整理(元本の一部減免等)を行ったもの	「契約見直し」+「債務整理」	「債務整理」

◆報告基準

「債務整理」:債務者が債務に関する整理行為をとったもの。債務者に抗弁権の存するものを含む。

「契約見直し」:債務者から過払金返還の請求があり、会員がこれに応じたもの。

※「債務整理」情報及び「契約見直し」情報は、CRIN(株)日本信用情報機構・全銀協センター・(株)シーアイシーとの信用情報交流ネットワーク)の交流対象外

◆「契約見直し」情報が廃止された場合の影響→②と③のパターン(網掛け部分)に該当する場合に他の情報項目が登録されないため正常顧客との識別が困難になる

分析結果(3)コード71情報があっても信用リスクに
応じた与信判断がなされていると考えられます

コード71情報が登録されている顧客からの借入申込みに対して貸付が全く行われていないかどうか(コード71情報が貸金業者において一律絶対的な与信拒絶情報として利用されているか)について見てみると、会員アンケートの調査結果では、一律に与信を拒否するとの対応をとっている貸金業者が存在する一方で、コード71情報が登録されていても顧客の信用リスクに応じて貸付けを実行している貸金業者も存在することがわかります。

当機関の統計データにおいても、コード71情報登録者に対する新規貸付けの情報が報告されていることから、コード71情報登録者は新たな貸付けを全く受けられないというような実状にはないものと考えられます。

分析結果(3)の検証データ

会員アンケートでは、コード71情報が登録されている顧客からの新規借入申込みに対しては、

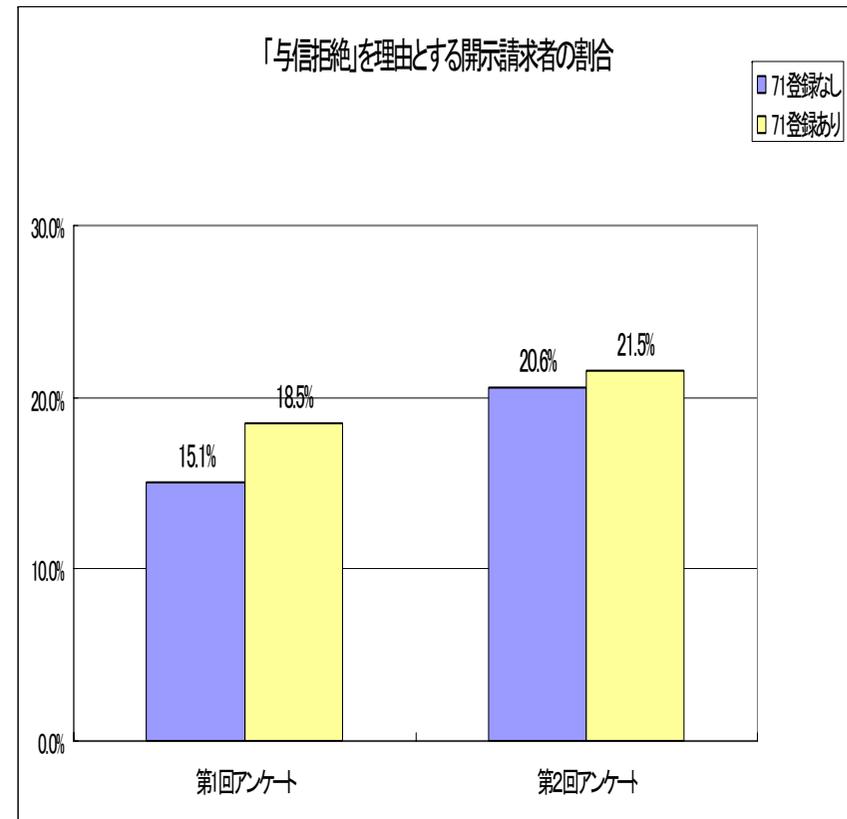
「一律に与信を断っていない」、
「コード71情報の登録がない顧客と同様の与信結果となっている」、
「他の登録情報を含め総合的に与信判断を行っている」、
「コード71のみで新規借入申込みを断っているわけではない」

などの回答が48.8%あり、約半数の業者がコード71情報が登録されているからといって必ずしもすべての借入申込みを拒否しているのではないという実状が伺われます。

検証データ(7)

当機関に対して本人開示請求を行った際の開示請求理由に係る本人からの第1回アンケート回答結果(4月10日から5月20日、回収サンプル数3,448人)においては、請求理由が「与信拒絶」の割合は、コード71情報登録者が18.5%、登録されていない者が15.1%でした。

また、第2回アンケート回答結果(7月13日から8月11日、回収サンプル数2,887人)においては、コード71情報登録者が21.5%、登録されていない者が20.6%となっており、コード71情報登録者の方が与信を拒否される割合がやや高いといえますが、両者で特に際立った差は認められないといえます。



検証データ(8)

当機関の統計データによると、平成19年9月から登録を開始したコード71情報登録顧客の数は、平成21年3月末現在で累計約98万8千人となっています。

コード71登録顧客からの新規借入申込み件数は平成21年4月一ヵ月間では約1万4千人あり、再度の借り入れ行動を起こしていると思われる人数は、月次で見るとコード71登録顧客全体の約1.4%で、登録者全体の数から見れば一部と伺われます。

しかしながら、絶対数では1万4千件の借入申込みが発生していることから、多重債務再発防止、過剰貸付け防止の観点から、貸金業者においては信用情報に基づく適切な与信判断が行われることが必要であると考えられます。

(続き)

コード71情報の登録を開始してから1年2ヵ月後の平成20年12月時点における当機関統計データによると、コード71情報が登録されている者に対して、約4万4千件の新たな貸付けが発生しています。

検証データの分析結果

会員アンケート結果によれば、コード71情報登録者からの借入申込みに対して一律に貸付けを拒否するとの回答がある一方で、これと同割合で、貸金業者はリスクの程度に応じて貸付け審査を行っているとの回答があります。

当機関の統計データからも新規貸付情報が登録されている事実からみて、コード71情報が与信判断に際してすべて与信を拒絶するために取り扱われているということではなく、コード71登録者の中でも返済能力が認められる者については、貸付けが行われていると考えられます。

4. 訴訟事例と判決内容

過払金返還請求に係る情報登録に違法性はない

開示請求者から、コード71情報(当時は「債務整理」情報)の登録を削除せよとの申し立てを受けた事例として、過去に数件の訴訟が提起されましたが、いずれも地裁あるいは高裁の判決において、過払金返還請求に係る情報登録の合理性について信用情報機関の裁量権が認められています。

また、近時においては、本人から当機関に対してコード71情報の削除を求める請求も特になくことから、過払金返還請求の事実を示すコード71情報登録について、司法判断においても、情報主体者においても、その合理性が許容されているものと考えられます。

(次頁訴訟一覧参照)

過払金返還請求に伴う情報登録に関する訴訟一覧

被告 判決日・裁判所	原告の主張	判決概要
会員三社 平成19.3.19東京地裁 平成19.8.7東京高裁	過払金返還請求に伴って登録された「債務整理」等の情報は事実と異なり、この情報により、原告は多重債務者と同列に置かれ、社会的信用は失墜し、名誉をき損された。	【原告（・控訴人）請求棄却】 債務整理等の情報は原告の名誉を毀損する行為に該当する。しかし情報項目の定義については、全情連に裁量権が認められる性質のものであり、登録方法も不合理とはいえないため、原告に対する名誉毀損の不法行為は成立しない。（一審・二審）
兵庫県情報センター 平成19.8.6神戸地裁 平成20.1.30大阪高裁	原告の過払金返還請求に伴って登録された「債務整理」情報は事実と異なる。被告がこの情報を登録し、抹消を拒絶したことは、原告らの名誉と信用をき損する不法行為であり、精神的苦痛を被った。	【原告（・控訴人）請求棄却】 債務整理情報の登録は原告の名誉を毀損する行為に該当する。しかし、信用情報の登録は公共性が認められること及び過払金返還請求を債務整理に分類することが不合理とも言えず真実に合致するものというべきであることから、原告に対する名誉毀損は違法性が阻却される。（一審） 全情連の債務整理の定義には「過払金返還請求」が含まれるため、情報登録は真実である。「債務整理」という用語を用いることが直ちに不法行為を構成するものではない。（二審）
全情連・JDB・会員二社 平成20.7.22東京地裁 平成20.12.25東京高裁	過払金返還請求に伴って登録された「債務整理」情報は事実と異なる。自己情報コントロール権が侵害されると共に名誉を毀損され、精神的苦痛を被った。	【原告（・控訴人）請求棄却】 債務整理情報の登録は、全情連及びJDBの報告基準に合致しているため誤情報ではない。また、任意の過払金返還の交渉をしている段階では過払金返還請求権を有するかは確定していないため、「債務整理」と報告する基準が不当であるとまではいえない。（一審・二審）
全情連・会員一社 平成20.12.25大阪地裁	過払金返還請求に伴って登録された「債務整理」情報が訂正されないのは、全情連が誤った基準を設定しているためであり、情報登録後5年間は融資を受けられないなど原告の名誉・信用・プライバシーを侵害した。	【原告請求棄却】 過払金返還請求を「債務整理」と区分することは不合理ではない。全情連は、加盟会社の個々の債務者との関係において適正な個人信用情報の登録、管理、提供がなされるようにすべき注意義務を負うものということとはできない。

5. まとめ

分析結果に基づけば、過払金返還請求者の信用リスクは高いこと、コード71情報以外に信用リスクの存在を示す情報項目が登録されないことを踏まえると、コード71「契約見直し」情報には信用情報としての有用性が認められるものと考えますので、当該情報を引き続き登録提供し、貸金業者の適切な与信判断に資することが、貸金業法の趣旨に基づく多重債務、過剰貸付け再発防止の役割を担う指定信用情報機関としての責務であると考えます。

なお、総量規制の導入によって、コード71情報を登録しなくても多重債務を防止できるのではないかとの見方については、総量の範囲内であってもすでに返済能力が欠如している者については、適切な与信判断に資する信用情報の提供が不可欠ですので、信用リスクの一端を示すコード71「契約見直し」情報は、その場合であっても有用であると考えます。

本件に関するお問い合わせ先

株式会社日本信用情報機構 経営企画部

TEL 03-5294-7005 FAX 03-5294-7006

ホームページ www.jicc.co.jp